「文京区国内交流・連携事業補助金」に関するQ&A

No.		回答
対象者につ		
1	「非営利団体」の範囲は。	「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員(会員など)に分配しないという「非分配」を意味します。 つまり、「非営利団体」とは、「利益を上げない団体」という意味ではなく、 「利益が上がっても構成員に分配せず、団体の活動目的を達成するため の費用に充てている団体」とされています。
補助事業について		
2	申請者が後援を行う事業は対象となるのか。	なりません。主催・共催など、申請者が主体となって実施する事業のみに ついて申請できます。
3	「住民相互交流事業」とはどのようなものか。	例えば、他地域の住民の方と一緒に農業体験やスポーツを行うとともに、 互いの区や市の魅力について発表したりするなど、何かしらの形で相互の 地域への文化、産業、歴史等の理解を深めるものを想定しています。(事 業実施場所は、文京区内外問いません。) したがって、単に対象地域に観光へ行くだけや、スポーツや交流試合をす るだけでは交付の対象とはなりません。
対象地域について		
4	「対象地域」とはどこか。	国内のどこでも対象地域とします。ただし、東京都下の市区町村は対象外です。 また、交流の対象地域が「区と協定等を締結している地域」である場合は、選考時にその点を重視させていただきます。
補助対象経費について		
5	「事業の実施に直接要する費用」とは、どのようなものを想定しているのか。	例えば、往復の交通費(※)、会場代、講師への報酬などは経費として認められます。また、宿泊代などについても、事業全体が複数日にわたる場合などは対象としますが、1人1泊あたり1万円(税込み)までとします。飲食費、当該団体会員へ支出した経費は対象となりません。 (※)レンタカー代等も対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。
6	同一の事業で別の補助金を受けているが、この補助金の対 象となるか。	なりません。 また、今後、同一の事業で別の補助金を受ける予定がある場合について も、この補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください。
補助金の額について		
7	補助金の交付額を教えてほしい。	事業実施に直接要した経費(Q6参照)から、事業実施により直接得る収入(参加費等)を除いた金額の2分の1となります。(上限10万円)ただし、申請した経費の一部が対象経費と認められない場合などは、申請額より少ない金額で交付されることがありますので、ご留意ください。
対象期間について		
8	実施事業の対象期間を教えてほしい。	交付決定を受けた日から令和6年2月29日(木)までに実施が完了した事業を対象とします。ただし、実績報告書の提出期限がございますので、スケジュールに余裕を持った事業実施をお願いいたします。
申請について		
9	この補助金は、毎年申請できるのか。	この補助金は、原則として1度交付を受けたらその後2年間は、申請することができません。例えば、令和4年度に交付を受けた場合は、令和7年度にまた申請可能となります。ただし、2年連続で事業を行う場合に限り、その2年については申請することができます。例えば、令和4年度に交付を受けていても、令和5年度にも連続して事業を行う場合は、令和5年度も申請が可能です。(その場合、2年目は前年度の内容を拡充する必要があります。「事業計画書の記入例詳細」をご参照ください。)
実績報告・補助金の請求について		
10	補助金はいつ交付されるか。	事業終了後にご提出いただく実績報告書の内容が確認できましたら補助額の確定通知を送付いたします。 当該確定額にて請求書をご提出いただき、その後団体の口座へお支払いします。 実績報告書、請求書の提出期限については、交付決定の際別途通知いたします。
11	「支払い等を証明する書類の写し」とは、どのようなものを提 出すればよいか。	領収書に限らず、支払日及び金額がわかる書類等(例えば、請求書とクレジットカード明細の引落日と金額が一致しているなど)も対象となる場合がありますので、ご相談ください。